

## 論 説

## ソ連邦共和国の経済主権とホズラスチョット論争(1)

保 坂 哲 郎

## はじめに

従来の「スターリン型モデル」社会主義のありかたに対する政治・経済改革は、社会的諸活動全般にわたる行政的・指令的方法の根強い存続や抵抗があり、いまだ折衷的な段階で苦闘している。ソビエトの実権を回復・発展させるという最近の改革課題についても同じ様な問題点が指摘されている。バソコフは、その点について86年7月決定以降もこれらの問題で改善は見られず企業との関係では悪化している、地方ソビエトの物質的基礎は相変わらず弱く、執行委員会職員の賃金は低く、定員は不足している。紋切り型の思考が横行し、中央機関は積極性も欠如し、省・企業の妨害的姿勢も目だっている。現実の地域経済メカニズムが改善されていないことに原因がある、との期間の改革の停滞を指摘している<sup>(1)</sup>。

アウザンは次のようにいう。(1)地域の総合的発展を誰が保証するのか。省庁的方法は社会的領域では適しておらず、自然資源を横領し、歴史・建築物環境を破壊している。(2)これまでソビエト権限の縮小の代わりに党が主導的役割を果たし、行政・命令的方法の調停役を果たした。新経済管理方法の創設だけでなく旧命令メカニズムの解体が必要で、ノメンクラツラ選出方式は改革と矛盾している。さらに、ソビエトから党へ逆の影響を与えるメカニズムが欠如している。(3)ソビエトはその執行機関に権限を持たず、後者は事前に意志決定をしてしまっている。現在は保守的立場（改革阻止）をとっている。長期間の中央主義がこれらの執行機関のやり方を支えてきた。ソビエト

権力の全システムが下から上への原則で機能する事が必要になると述べる。

経済・政治改革が密接な関係を持っており、システムの変更に党機関やソビエト執行機関が根強い抵抗を示している根拠を述べている<sup>(2)</sup>（シエルバコフも管理構造改編の難しさとともに「党がその地位を失いたくない」現状を指摘している<sup>(3)</sup>）。

現状の経済・政治改革を進め共和国・地方ソビエトの責任や自主性を高めようとするのが共和国ホズラスチョット改革であり、それは「民族問題」とも関連して重要な課題となっている。この問題が本格的に議論され始めた党19回協議会においてゴルバチョフはつぎのような視角からこの問題を取り上げている<sup>(4)</sup>。まず、国家や社会の管理への勤労者の実質的な参加拡大という基本的課題解決の中で(1)どんな国家的、経済的、社会的问题といえどもソビエト組織を通して解決され、地域経済の省庁間の縛張りや分割主義を根絶し、ソビエト組織の完全な責任と自主性を確立する事が必要である。執行機関、内閣や省庁からソビエト機関へ権限を取り戻すべきである。(2)国家機関の民主化の中で、中央から地方へ機能や権限を委譲する事が必要であり、他方、地方主義を克服するために、中央の権限とならん勤労者の側からの民主的監督システムが決定的に強化される必要がある。(3)民族間関係の発展を考えると、共和国間の経済、科学技術上の関係や社会生活関係を発展させ、共際的相互援助原則が必要である。共和国の権利は見直され、抜本的な経済改革に合致する必要がある、と。

改革の構想としては現在の連邦と共和国の基本的枠組みを一応維持した上で、その関係の民主化、ソビエト機能の回復・強化という意味を持っていると言えよう。

協議会の決議においても、この構想は維持されている。

決議「ソビエト社会の民主化と政治システム改革について」の第2項では、政治システム改革の決定的方向は、社会主義国家体制と自治の基礎としての人民ソビエト権限の保証であり、ソビエトの法律的、管理的、統治的機能を強化し、重要な問題の検討や決定を委託し、執行機関に対する選出機関の主導的地位を復活させる事が必要である、地方的事業の指導は自治、資金自己

調達制、自給、地域的利害と全国家的利害の調和の原則で再組織され、地域の総合的発展の課題にたいしソビエトの責任や自主性が保証される現実的条件をつくる必要がある、安定的長期ノルマチフに基づく地域全企業からの収入を含めた収入源の形成、蓄積資金や補充的収入からの予算外発展フォンド形成などが必要となる、と指摘している。

さらに第3項では、管理の非集中化やイニシアチブや自主性を最大に保証するために機能や権限の再配分が必要であるが、省庁割拠主義や門地制度を排除し、必須な中央機能を保証し、多民族国家における全連邦的利害を守る事が必要である。と言われる。

決議「民族間関係について」の第3項では、民主的原則に基づいた連邦の発展を達成するために共和国の権利拡大と権限区分の明確化や一連の管理機能の共和国への譲渡と自主性や責任の強化が必要である、地域の自主性拡大のための条件を創出し各共和国の相互利益となるような協力形態を具体化する課題がある、共和国や州の生産額、貢献度、受領度を勤労者がよく知る必要がある、全連邦的計画決定の中で共和国貢献の正確な算定をした上で共和国や地域がホズラスチョット原則へ移行するという理論は注目すべき価値をもっている、他方、経済や社会生活全体の国際化の中で民族的孤立志向は経済的、精神的不振をもたらす恐れがある、共和国や地方予算の質的に新しいメカニズムを法的に検討し、地域における問題解決の役割を向上させる必要がある、と決議している<sup>(5)</sup>。

これらの決議では、基本的にはゴルバチョフ報告の構想を承認しているといえようが、協議会における激しい議論を反映している側面も見受けられ、共和国ホズラスチョット概念もこの決議の中で初めて取り上げられ、「注目すべき価値をもっている」と評価されている。

19回協議会の後、全国的検討会が組織され、ソ連邦最高会議幹部会による法律草案として「主権拡大、自主管理および資金自己調達制に基づく連邦加盟諸共和国の経済と社会分野の指導のペレストロイカの一般諸原則（草案）」（以下、「原則案」と略称）が提起されたわけであるが、民族問題の深刻化とともにこの問題も様々な議論が展開されてきている。論争の概要と問題の性

格を検討するのが本稿の目的である<sup>(6)</sup>。

### [一] 共和国ホズラスチョットをめぐる二つの見解

「原則案」は共和国、地方ソビエトの自主性や責任を高め、地域の総合的な問題解決にあたらせようという視角が明確に見られ、そのための権限と財源の再編成を提起した案であるが、私はこの案にたいし若干の問題点を指摘した。(1)企業管轄移管は進展するか、(2)共和国・地方ソビエトの企業への干渉は防げるか、(3)「住民参加」の側面がない中で共和国・地方ソビエト機関の肥大化が進展しないか、(4)共和国・地方ソビエトにホズラスチョット概念を適用することは正しいか、(5)実質的に「財政負担転嫁」的側面が中心にならないか、という諸点である<sup>(7)</sup>。

この「原則案」が基本的に受け継いでいるこれまでのソビエト体制や連邦予算制度の改善という改革ではなく、共和国主権を基礎にすえた、より根本的な改革がバルト諸共和国から提起されており、まずその主要な論者による主張をみてみよう。

エストニアからの代議員、タルツス大学経済学博士のブロンシュteinはこう主張している。

エストニア代議員の省批判は特に激しく、共和国ホズラスチョットの観点から行われた。省的方式の危険性は連邦を破壊する点にある。共和国は憲法で主権を持つが、それは住民は土地や運命の主人公である、という意味である。現在、省庁は治外法権的であり、地域発展のバランスに关心を持たず、既設インフラにのみ关心を持ち、最小の支出で地域資源から最大限のものを引き出す事に关心を持っている。彼らは独占企業以上の力を持っている、という。彼は例としてエストニアの「燃鉱開発事業」を挙げて、地域環境の破壊ぶり、資源の浪費ぶりを批判する。

さらに彼は言う、これらの責任は「モスクワ」にあるとエストニア人は答える。我々の全事業をモスクワで決め、民族的疎外が強い。エコロジー的、民族的危機がここで結合されている。さらに国民経済の省庁的な発展や企業配置はインフラの整備された（バルト地域のような）労働力不足地域で行わ

れ、したがって労働力流入が起こっている。エストニア人の比率は縮小し、現在61-63%になり、民族的少数への転化問題が意識されている。そこでは民族的疎外、新住民との関係悪化、民族的緊張、動搖と極端主義への危機が生まれている。これが省庁的経営方法の客観的結果なのである。この方式は長期的に見ると経済的・政治的に巨大な損失をもたらしている。

共和国ホズラスチョット概念は省庁的傾向への強い批判である。積極的提案としては共和国独自の関税圏や貨幣、部分的に西側への方向転換という内容を持ち、企業は共和国や連邦に従属しないで経済法則と法に従う。共和国は孤立せず相互に等価交換と相互利益性で結ばれる。ここでは価格改革が必要となる。具体的には経済特別区設置、観光振興、テクノポリス構想などがある。

他共和国への援助もあり得るがその額を我々は知る必要がある。

共和国ホズラスチョット概念はレーニン的スローガン「全ての権力をソビエトへ」の政治的ペレストロイカの経済的基礎と呼びうる一般的原理である、という<sup>(8)</sup>。

ベ. コロチェイエバ、エル. ペレペルキン、オ. シュカラタンも同様な主張を述べている。

19回協議会での発言70のうち20が共和国の民族的・経済的な不安を表明し、多くの指摘が民族意識高揚の中で文化・言語を発展させる問題、民族・経済政策問題であった。

現在、エストニア共和国の経済力の90%は中央が掌握し、「地方に対する中央の決定的支配を前提するスターリン的自治モデル」が支配的で、その否定的結果は中央アジア共和国などの賄賂グループの発生に見られる、事実上中央アジアとカザフ共和国に税の保留と補助が見られるが、その「援助の妥当性は疑わしい」(無償の補助・援助は効率的に利用されていない)。

このような改革に向けての経済的的前提は経済改革であり、そこから同権に基づく連邦が形成されよう、という<sup>(9)</sup>。

また、共和国主権の問題を財政的側面から分析・主張しているのがア. スージで、彼は、1987年のエストニア国家収入の24.3%は連邦収入となり、逆に

連邦から年金や価格差補助金が支出されているように、今日では厳密な予算区分が消失しており、共和国間商品交換がないので財源の再配分をバランスさせるのは不可能になっている。

共和国は独自の財源を持つ独自な財政単位であるべきであり、すべての税は共和国、地方に納入され、全予算は上から「通達される」統制数字によってではなく相応する機関が独自に作成、承認すべきである。連邦予算は共和国予算から確定支払いと調整するのが合理的である。共和国予算から地方補助をあたえ、地方予算へ参加も可能になる、と述べている<sup>(10)</sup>。

各共和国の自主性、責任、権限を最大に保証した上での連邦のあり方が、より相互利益的な、調和的な連邦を形成できる、という論理であろう。しかし、省庁的方法に対する批判としての共和国ホズラスショット概念の意味は明かであっても、より相互利益的な連邦をつくりうるというメカニズムの説明はまだ不明である<sup>(11)</sup>。

共和国間格差是正という観点から、これらの点を批判し、「原則案」の考え方を擁護している代表的論文が大蔵省次官のヴェ・パンスコフ論文であろう<sup>(12)</sup>。彼は次のようにいう。

確かに、現在、地方ソビエト予算と地域企業活動とは相互に関心を強めておらず、控除や補助金による援助は地方予算の50-70%に達しており、89年予算でもアジア諸共和国においては地域の収入より控除・補助金などが大幅に上回っている状況である。

改善については、5ヵ年安定ノルマチーフによる連邦所属企業利潤からの地方予算への控除(89年から利潤の一部と労働資源使用料支払い)が行われ、効率的節約的な予算使用による社会文化施設設立や節約部分の自由処分が始まっている。全体的に統合された安定的ノルマチーフに従った計画化が考えられているが、まだ一つには統合されていない、といえる。

現在の論争点は(1)地域が処分すべき財政資金の規模(2)連邦予算の権限問題である。沿バルト共和国からは地方(共和国)予算にすべての収入を集中すべきであるという主張、収入は共和国の所有物であり、全国家的政策は国防、外国貿易、管理機関への支出に限定すべきという。しかし、(a)これまでの経

済的・財政的力は国家的資金投入によって達成されたものである。共和国から連邦への納入方式は国民所得規模が不平等であり、共和国間の格差の基づく不平等が生まれる。連邦から共和国へ、実績に基づいた配分が適切である。住民一人一人に保障された水準の社会的福祉を国家的に保障すべきであり、住宅・病院・学校への中央集中的投資によって共和国間の経済的・社会的発展の均等化を保証できるのである。さらに中央集中的構造政策や投資政策は制限される。さらに(b)連邦政府の安定的財政基盤や財政資金操作可能性が失われ、連邦政府は他力本願状態になる。(c)連邦予算の赤字問題もあるが、共和国からの控除は連邦予算の全支出をカバーすべきである。改革の目的は共和国の完全な経済的分立性ではなく「収入源泉の正確な分配によって解決すべきである」。

ここではバルト諸共和国からの共和国主権論の主張を全連邦的均等発展の維持という側面から批判している。しかし批判の理論的根拠はそれだけといってよく、(b), (c)の批判点はいくらでも対応策はありうるのであり、例えば、日本のシャウブ勧告などでも考えられた「平衡交付金制度」などが相応するであろう。

その他、エス. チェシュコは次のようにいいう<sup>(13)</sup>。

現在のように全連邦的市場が未成立なものとて、共和国ホズラスチョットが経済システムでどのような地位を占めるのか不明である。エストニアから提起された、バルチック三共和国を孤立した、あるいは（中国のような）特別区に見立てる見方も疑問である。その場合、内部経済関係から孤立し、外部的に開放されているのか？連邦利害と共和国利害の選択をどう評価するかなどが不明となる。

これらの問題点を回避するために、効率的な共和国経済システム創設はペレストロイカや経済強化に貢献すると十分な根拠もなく主張する。しかし「共和国ホズラスチョット」、「共和国経済主権」概念の本質や、変革の性格について専門家の意見の一致はないし、共和国独自の関税や貨幣単位創設、共和国が相対的に孤立した個別的な経済地域となる点でも合意はないのである。シュカラタンは分権と相互利益にもとづく共和国間経済関係の優位性を示し

ているが、これらの問題に対する評価を明確にしていない。彼らは共和国地域共同体が最も豊かであるという考えに依拠し、他面では「ソ連国民経済コンプレックスの中で相対的に独立した経済組織をつくる合目的性」を疑っている。共和国経済主権論はECに見られるような世界統合傾向に矛盾しないのか。分権でなく分解は経済関係の根拠的再編である。

つまり問題の経済的側面は最も重要であるとはいえない。純粹に経済的観点からは、共和国ホズラスチョットは国民経済の地域相互関係再編の唯一で最善の方法ではない。重要な問題は共和国境界に一致しない経済地区間の市場関係確立でもあるともいえる。共和国ホズラスチョットは共和国経済最適化の決定的条件であるかも疑わしく、経済的効率は他の要因に依存している。共和国ホズラスチョットは経済主権と呼ぶべきであり、本質は経済メカニズム改善ではなく共和国専制の物質的基礎強化の問題である。バルト三国で議論されている、その他の問題と切斷して検討するのは不可能である。

経済主権の実現はソ連国家機構に重大な変更をもたらす。スターリン期に崩壊した連盟的関係の復活を促進する。根本的なパリアント——共和国独自の関税・自国通貨・公民宣言・反移民政策・戦力保持——は連盟でさえなく同盟関係であり、共和国の連邦からの脱退を理論から実戦へ移行させる。

シュカラタンは地域共同体と地域共和国とを区別しているが、その点も同意できない問題である。あらゆる地域は民族的再生産を行っており、民族的地域と政治的境界は不可分に結合しているわけではない。民族の社会構造の再生産のために、民族のあらゆる社会職業グループのノメンクラツラを設立せよとう主張は誤りと言わざるをえない。現在2つの問題、(1)共和国間の問題(2)民族間関係の問題があり、ソ連邦の場合は民族=地域標識で設立されており、お互いに関連しているが、双方の改善が必要であるというべきであり、共和国経済主権は民族問題と直接的な関連を持たないのである。

つまり、シュカラタンの主張は、基本的には共和国独立を目指しており、経済的には根拠がある議論ではない、効率的で最適な連邦、共和国間、共和国経済のありかたはその中では解明されていないと批判しているのである。

次に対極的な立場からの議論、イ。イスカンジェロフ(ウズベク)は「共

和国の貢献」の中で次のように言う<sup>(14)</sup>。

共和国間分業や輸出の増加が見られるがいかに評価するか。国民所得評価は十分なものではない。部門構造の差異、生産サイクル不完了の影響、価格・取引税の影響が無視されている。ウズベクでは8重要企業が国民所得形成に参加していない。直接国家予算に編入されている。輸出入活動に関する国民所得計算も不十分である。国民所得額に応じて再配分され実態を示していない。ウズベク共和国の実績はより大きい。40%の綿織維輸出を行っており、現在の計算方式は共和国の貢献を過小評価している。

さらに価格問題がある。全国家的観点から有利な野菜などに転換できず、さらに価格改訂のなかで綿価格は据え置かれている。

生産国民所得が共和国貢献指標だが、科学的根拠をもった共和国控除方法や価格形成方法改革が必要となっている。

さらに共和国ホズラスチョット問題では社会的状況の平等化が必要である、という。

このような共和国主権論批判を受けてプロンシュテインは「地域ホズラスチョット：真面目さと論証性が必要」の中で自説を繰り返し擁護している<sup>(15)</sup>。

これまでの議論は共和国の閉鎖性という懸念をもたせるが、共和国ホズラスチョット概念を確認する必要がある、それは(1)地域間の等価交換(2)連邦に対する共和国の経済的義務の厳密な決定と、国民経済の戦略的計画決定への参加の手段の確保(3)地域内の経済や法の規制者システムの設立という意味を持っている。

地域は、自主的企業という基礎の上にこそ効率的に機能でき、経済外的強制は適当でなく、連邦による行政・指令的システムが共和国のそれに代替してはならない（この危険性は現実的なものである、地方官僚は中央の後見を逃れ、自己の地位と指令手段を確保したがっている）。従って、エストニア工業をまず自共和国の必要充足へ転換しようとする試みは官僚主義克服を妨げ、管理の経済的方法への移行という課題に対立するのである。

所得問題については、共和国独自の所有は自然資源についてのみ意義を持

つが、それは資源を防衛したり他からの利用を認めないとということではない。

国家的会計でつくられた生産フォンドは自治体所有と国家的所有の接合と考えるべきであり、さらに外国との共同所有で革新が生ずると考えられる。

ただし、すべての地域で企業のようにホズラスチョットは実施出来ない。改善計画や健全化が必要であり、さらに連邦、共和国レベルでフォンドが必要である。

共和国独自の貨幣問題はエストニア、ラトビア、リトアニアで支持者がいるが、それは経済関係を分裂させ地域的閉鎖をもたらすのであり、基本はループルの購買力問題である、と彼独自の理論的立場を述べている。

共和国経済独立や閉鎖を批判しているが、その根拠は連邦全体の市場形成が基本的課題であるという認識であろう。

さらに「統一市場が必要：その設立が共和国の真の経済統合の道」論文では次のように述べる<sup>(16)</sup>。

エストニア最高ソビエトが採択した「エストニア経済計算の基礎」の根底には共和国ホズラスチョット概念があるが「原則案」の根底には行政所管再配分という考えがあり、国家発注、物財資源の厳密な割当、収入や利潤のノルマチーフ的配分、買付け・納入価格の指定が維持され、中央省庁の指令が存続している。その客観的根拠は市場均衡の欠如と全般的不足であり、ここに中央、地方に責任を分割し経済活動を厳格に規定しようとする志向がある。しかし官僚的機関者の関心は（中央も地方も）長くそのシステムを維持し続ける点にあり、このシステムが商品・貨幣的不均衡や予算不足を生み拡大再生産させている。指令・行政的システムの治療的能力に期待するのは幻想にすぎない。

「エストニア経済計算の基礎」は自由競争のもとでの市場経済で、一定の制限と規制、国家の支援(税や補助金制度などによる投資政策や後進地域援助)を必要としている。これはエストニア経済の開放、全連邦、国際的分業への積極的参加を予定している。問題は「エストニア経済計算の基礎」は平等な協力をもとにした発達した自由な市場を予定しているのに対し、「原則案」は無限定の期間、市場不整理のもとで省の独裁（分割した所属のもとで）を維

持する事を予定している点にある。

さらに経済的閉鎖に反対であるが、中央経済機関が隠然・公然たるインフレを抑制できない時にどうすればいいのか？連邦では89年度、消費財増加は5.8%，賃金フォンド増加は9%であるのに対し、エストニアでは各々5.4%と1.4%増加である。他共和国からの買付けに対し自己の貨幣単価創設、消費財搬出の制限などの防衛策をとる必要があった。商品・貨幣的均衡の保障がないなら多くの小さな孤立的市場が創設されるだろう、という。

ここには連邦的市場発展を基礎とし、その上で共和国主権を成立させようとするプロンシュテインの考え方、「分離・独立」を内在的に志向する共和国主権論との一定の食い違いが示されていると同時に、主要には「原則案」がこれまでのシステムと折衷的な行政権限再配分という性格を実質的に色濃くもっていることを鋭く批判する改革構想の意義が主張されている、と考えられる。

次に議論のもう一つの領域としての「原則案」そのものが実施される場合に生じて来るであろう実際的な不整合的な面に関する議論もあり、大蔵省の役人などを中心として様々な議論が出されている。

代表的な議論としては雑誌「ソ連邦財政」が「原則案」検討で特集した論文集の中に見られる。まずイ. エヌ. ラザレフは次のように述べる<sup>(17)</sup>。

今回の「原則案」の重要な意義はすべての国家予算段階の予算形成の新方法にある。現在の予算指定が過度に詳細化されておりながら煩雑な変更があり、予算項目間の再計算が煩雑で、ノルマチーフ的基礎が不十分である。これらは現代的要求に適合していない。

新システム実現には積極的な予算政策が主導的役割を果たす必要があり、収入の最適構造（企業利潤控除問題）を見いだし、他方、地方財源の脆弱さを考慮すると、支出区分についての慎重な検討が必要になる、と。

同様にユ. エム. ゼムスコフは<sup>(18)</sup>、まず現在、国家収入の60%は共和国へ配分され、毎年、計画を超過しているが、国家収入は未達成になっている。連邦企業利潤からの控除の40%を共和国へ納入する事はさらに共和国取り分を増加させ、連邦予算を縮小させる事になり検討を要する点である。

第2に、企業は土地、水、労働資源料金を共和国に納入し、その率は共和国が決定する事になり、それは連邦所管企業利潤の共和国への再配分をもたらす。通常、企業が納税後に残った利潤から支払う事になり、環境汚染罰金といえる。この点では連邦、共和国、地方所管の企業と予算との統一的な相互関係が必要になる。

第3に地域所在企業、協同組合は地方予算だけでなく国家予算にも納税すべきであり、逆に合弁企業のように連邦予算にだけ支払う企業も共和国予算形成に参加する、住民税も同様に考えるべきである。

第4に13次5カ年計画時から取引税全額からの共和国単一の控除ノルマチーフを確定する必要がある。

第5に「原則案」では91年から、原料・資材を提供している共和国予算に(労働支出に比例して)個々の品目に関して取引税を配分する検討がされている。これは公正を目指すものであるが、しかし、主観的で根拠のない配分になりうる。別の選択を考慮すべきである。

第6に、住民税については、現在、主要な税種決定は連邦最高ソビエトの権限であるが、案ではこの権限を、将来、共和国権限に委譲する検討がされている。将来、様々な新税が出現する可能性があるので、その区分や基準の検討が必要になる。

最後に、中央の課題解決に多くの資金が必要であり、社会的課題改善を含めて考えると、諸課題解決に大きな緊張が生まれる危険性がある、と問題点を列挙する。

ゲ. ベ. ポリャクは<sup>(19)</sup>、連邦予算に共和国所管企業利潤の控除も行い、(1)すべての段階で高い経済的結果への関心を強め(2)所管段階は曖昧になるが、全ての予算段階に企業が控除していくのが合理的である(3)資金自己調達制による健全化とともに、財政的援助のための共和国間予算フォンドを創設するのが合目的であり、連邦最高ソビエトで額を決定すべきである、と主張している。

他方、ア. ゲ. イグジンは<sup>(20)</sup>、ポリャクなどの主張する控除方式は逆に予算形成過程を複雑にするとして批判的であり、また、収入源の意味の違いも

考慮されていないという。例えば、原料・資材の節約に国家、企業は関心を持つてくるが地方機関はその節約で税収入を失うので、対応の仕方はくいちがってくるだろう、という。

第3に改革移行の段階性を考慮するのが必要であり、まず控除ノルマチーフ確定への移行が重要となる。

第4に共和国新税創設権は自治共和国までという制限をもうけ、さらに予算外フォンド形成のため、罰金項目を拡大する必要があるだろうという。

またベ.イ.スロムは<sup>(21)</sup>、共和国、地方所管企業の税率は共和国決定となっているが適切かどうか疑問を発し、ベ.ア.グセフも取引税の配分は経済的に公正であるが実施・計算は複雑になる。将来的に州、都市にも波及すると卸売価格への割増しをまねくだろう、地方企業利潤の連邦予算への控除はシステムは複雑になるが金額は少ないものである、という。

エヌ.リサクらは<sup>(22)</sup>、問題解決は企業ホズラスチョット導入と密接に関連している、企業は控除ノルマチーフが確定されるが発展に必要な資金を蓄積できず、従って時期尚早である。関心を持つ省とともに企業の赤字、低収益性を克服すべきである。まず物的、予算的、信用的不足を明白にする事が必要になる、と述べ、移行への前提条件の創出がまず必要であることを主張しているのである。

全体的な特徴は、やはり、現行の連邦と共和国との関係をより明確で整合性のとれた体系に改善しようとする意図、しかも共和国に委譲する権限に様々な制限を加えていくこうとする方向性がみられるといえよう。

## [二] 共和国ホズラスチョットと社会政策

ベ.プリシェフスキは「共和国間交換の資金自己調達制」で<sup>(23)</sup>、地域ホズラスチョットは常に収入で補填されなければならないかと疑問を述べ、全国的にはそうであるが個々にはそうでない、特に採掘、農業分野のように自然条件に左右される部門では補助金が必要となる、また共和国、クライ、州などで資金自己調達制の枠は限定されている、白ロシアでは住民と工業の配置が均等でないが社会的発展への支出はどこにも必要である。資金調達可能性

は異なっており、不足は再配分によらざるを得ない。

共和国ホズラスチョットは資金自己調達制基準と援助メカニズムによる補完が必要であり、維持されなければならない。そのメカニズムは現代的地域政策原則を基礎にして再編される必要がある。

資金自己調達制概念の正当性が多く議論され、その地域が生産的か消費的かの議論は否定された。貢献を決定する基準の問題は残っている。必要な統計資料を利用できない状況では資金自己調達制を不可能とするのもまた誤りである。計算方法を改善する必要がある。共和国ホズラスチョットのためには国民所得、財の輸出入、全連邦予算への納付と配分の指標が必要であり、単一の指標では誤る事になる。

資金自己調達制と連邦や共和国予算との関係の問題はまだ検討が必要である。相互に関連した指標システム（主導的指標は生産・利用国民所得である）をつくる必要がある、と述べてホズラスチョット概念の限界性を述べ計算方法の改善も含めた検討を提案している。

同様に、シュカラタン達は<sup>(9)</sup>、ホズラスチョット概念について、(1)ホズラスチョット概念は企業にとっては利潤取得であるが、地域や社会にとっては人間の質的再生産の維持の要因としてのみ有り得るのであり、適当ではない。(2)ホズラスチョット概念は経済政策の戦略的側面やその諸手段を持っておらず不適切である。(3)地域ホズラスチョット概念は、地域行政(人間の再生産)と民族・国家的機構（人間の再生産のほかに民族文化再生産）の違いを区別していない。(4)民族自決原則には国家形成の権利だけでなく経済政策の自主的決定の権利も含まれるが、この点もホズラスチョット概念に含まれていない。これらの点で地域ホズラスチョット概念よりも（経済）主権概念がより適切な概念であるように思われる。その主要な内容は(a)生産を選択する権利、(b)他共和国と関係を結んだり協同する権利、(c)ノルマチーフに基づく連邦への控除、(d)連邦支出の承認、(e)連邦やその他の共和国から一定の期間に返済義務のついた信用を受ける事、(f)無償援助、(g)税率を共和国が決定して税徵収をする権利、(h)独自な社会・人口・文化政策の遂行、(i)独自な世界市場への進出であると言う。プリシェフスキーよりも包括的な意味で、ホズラスチ

ヨットよりも主権概念が、連邦と共和国との関係を根本的に民主化するには適切な概念としている。

ここには二つの論点、つまり、共和国ホズラスチョットではなく共和国経済主権が民族的な文化・歴史の再生産や経済的自主性の発展にとってより正当な概念であるか否か、という問題と、第二に、そもそも地域の自治や統治にとってホズラスチョットは不十分で、特に社会的分野の政策にはホズラスチョット概念は不十分であるという問題がある。しかし、共和国ホズラスチョット概念がまだ十分に検討されているわけではなく、これらの理論的課題がさらに検討されなければならない事を示している。

### ま　と　め

「原則案」全体として見ると、根本的改革の理念を示しながら、内容的には折衷的、妥協的な内容に落ちてしまっている。ゲリマンがいう「民主化は権力・権利・自由の再配分を前提し、一連の自立した管理構造と情報構造の創出を前提している。これにたいして自由化は行政的システムの全基礎を保存し、ただそれを緩和するだけである<sup>(24)</sup>。」という意味では「自由化」からの提案といえ、国営企業法と同様な「過渡的な」段階の政策として構想されたものといえよう。

「原則案」をめぐる論争をまとめて見ると、(1)垂直的な関係をどう再編成するかを巡り、バルト諸共和国からは共和国主権が提起され、その権限の中から（検討、承認を経て）連邦のあり方を決めていくべきである、とする。バルト三共和国に分離・独立への広範な志向があることは周知であるが、シュカラタンなどの議論は連邦の枠内で最大に民主化された連邦=共和国の関係をつくることで辛うじて連邦制度を維持しようとする立場と理解できるのではないだろうか。

これに対し大蔵省などの議論は現在の連邦制度を維持し、その関係の改善、明確化を目指したものである。

論争の現実的意味としては、経済活動の交流、分業や協業の発展、全連邦的規模の市場の発展が不十分で、経済改革も順調に進展していない中で、共

和国ホプラスチョット改革遂行は、結果的に共和国間分離の方向を促進する可能性が大きいといえよう。

(2)共和国間の関係をどう結ぶかについては、バルト諸共和国からは形式的な平等化政策はとるべきでない、それは効率的でも有効でもないという主張が見られるのに対し、ロシア、ウズベク共和国などから連邦による平等化を探るべきであるという意見がある。共和国間格差や援助問題で相互不信や反発が強いが、連邦中央機関による秘密主義的で、共和国や地方の機関を無視したやりかたが議論の前進を阻んでいる。共和国間の経済的貢献関係の統計、評価方法が中央機関に独占され秘密裏に遂行されている。これらの科学的検討が前進しない場合、いたずらに政治的領域の問題として発展する危険性があるようと思われる。

(3)共和国や地方ソビエトにホプラスチョット概念の適用は正しいのかという議論はまだ不十分である。社会的領域については個々の政策の変化をもうすこし詳しく見る必要があるが、共和国予算のあり方という点で見ると予算削減圧力は強まり、諸問題点がでてきそうである。この問題は社会主义における公正はどう考えられ、どう実施されていくのか、というより根本的な問題と関連している。

(4)最後に最も主要な課題になるだろう、住民の側からの行政監視の改革が全く議論されていない。これは共和国主権論の主張と密接な関連を持ちながら、今後の論争や改革の課題になっていくと思われる。

- (1) Васьков С. Т., Хозрасчетные принципы в территориальных отношениях, «Серия Экономическая», №2, 1989, с. 9.
- (2) А. Аузан, Воздорить полновластие советов, «Э. Г.» 1988, №40, с. 6.
- (3) В. Щербаков, Е. Ясин, Хозяйственный Комплекс Страны : Алгоритм и Структура Управления, «Э. Г.» 1989. №5, 6.
- (4) М. С. Горбачев, Доклад на XIX Всесоюзной конференции КПСС 28 июня 1988 года—О ходе реализации решений XXVII съезда КПСС и задачах по углублению перестройки, «Коммунист» 1988, №10.
- (5) «Коммунист» 1988, №10.
- (6) 「原則案」にいたる検討の経過について、例えばラトビア共和国内閣副首相ラ

ーマンは次のようにいっている。

(a) 従来は中央が検討し我々の修正は無視されたが、今回は原則の検討に最初から全共和国代表が参加している。88年11月に1カ月間で政府への提案を検討せよという課題が我々に提起された時、あまりにも短期間であり、これまでの蓄積があまりにも少ないので成功しないと思った。通常1年間は必要である。しかし、我々は創造的な条件をつくり、年末には成果を提出できた。それは基本的に我々の結論と一致した。

(b) 10のバリエントが提起され、全員賛成の案はなかった。

(c) 議論が集中した問題は所有と所属に関する問題である。我々はすべての天然資源、工業企業、銀行、社会・生産的インフラを共和国所有に移管することを提起した。それによって労働用具や労働対象からの人間の疎外を克服し主人公意識を取り戻す事を考えた。反対論者はそのような移管は全人民的所有を弱め、連邦の独裁が地方にとって替わられるという。しかしそれでは企業、労働集団は企業法でいう自主性を持てない。我々は省庁や企業の独占を克服し、地域的諸要因を経済に役立たせる努力をした。またソフナルホーズを想起すると多くの肯定的なものがあった。遠距離輸送を避け、部門の独裁を防ぐことが重要で、また省外の合同や協同をつくる可能性は大きいものがある。

(d) 長い議論に末、結論として第一段階は農工コンプレックス、軽工業、建設、建設資材工業、商業、林業、木材加工業、その他の住民需要に専門化された連邦企業を共和国の管轄へ移管するのが適切と考えられた。その他、自然資源の統一的国家フォンドによる管理が考えられた。

(e) 共和国・地域機関は地域的生産インフラの管理、部門間生産、住宅・公共経営、生活サービス、地方的輸送、保健、教育などを管轄する。連邦は燃料・エネルギー・コンプレックス、金属、機械製造、防衛、輸送、情報、通信の管理を行う。計算によればラトビア共和国は工業生産のうち60%を管轄することになる(1年前には7%であった)。省所属外企業設立やコンツェルン、共和国間・部門間合同、合併企業設立などによる経済活動の発展もあり得る、と。《Коммунит》1989, №5.

折衷的な部分も持ち、過渡的政策案としての「原則案」の意義が浮かび上がってくる。

- (7) 拙稿「ソ連邦の共和国独立採算制に向けての動向」、「社会主义経済研究」13号、を参考されたし。
- (8) М. Л. Бронштейн, Адемократизация хозяйствования: Региональный Аспект, «Коммунист» 1988, №11, с. 21.
- (9) В. Коротеева, Л. Перепелкин, О. Щкаратан, От бюрократического централизма к экономической интеграции суверенных республик, «Коммунист» 1988, №15.

- (10) А. Сузи, Самоуправление и Финансы, 《Э. Г.》 1989, №15.  
 (11) 19回協議会直後に出され、共和国ホズラスチョット概念を提起したラトビア共和国法「ラトビア共和国の経済的自主性について」(89年7月27日)はラトビア共和国政府の考え方をこう表している：

共和国経済の自主性は共和国ホズラスチョットを通して実施される。支出はその収入によって補われ、経済管理を法則にのっとり自主的に行う。他との関係は相互契約と調節的活動で遂行する。

「第1部：共和国経済自主性の本質と基本的目的、原則」では(1)共和国経済の自主性は共和国の主権、所有の独立性、共和国国民経済の統一性に基づきている。他の共和国との関係は商品・貨幣関係とラトビア共和国法に基づく。(2)目的は生活の質的改善や可能性の拡大、エコロジー的状況の改善であり、「経済活動は基本的民族が自己の歴史的地域での存続、レット人の社会的、職業的、精神的可能能力の発展、文化的伝統の存続とその利用の拡大、人口動態的状況の改善を保証しなければならない。他の民族の一員もその社会・文化的欲求充足の条件が保証される」。(3)連邦や国際的分業にラトビア共和国は相互利益契約、商品・原料・金融資源やサービスの交換に基づき参加する。(4)共和国法と共和国の許可のもとで連邦や外国企業は経済コンプレックスで活動しうる。(5)基本的原則は、(a)多様で同権な所有形態の存在と全形態の法的保護、商品・貨幣関係を基礎にした自由な経営形態(b)活動の自主性は国家管理機関、地方自ら管理、経営管理の権限の独立と分配に基礎をおく(c)共和国の行政・地域単位の法的・経済的自主性と管理の分権化(d)他の共和国などと同権的な協力関係を結ぶ(e)主要な経済活動の方向を科学技術革新へ向ける、という点にある(6)国家は多様な所有形態の統合をすすめ納税における同権を保証する。(7)経済発展効率を保証し独占の発展を許さない。(8)地方自ら管理は法に従い從前から居住している者と地方ソビエトが遂行する。(9)銀行と貨幣流通は共和国の権限であり連邦銀行の存在は共和国の許可を要する。(10)ソ連邦予算にラトビア共和国が同意した支出のために相互同意した控除が共和国予算からおこなわれる。(11)国家的税は共和国最高機関が確定する。(12)ソ連邦市場に積極的に参加する。(13)独自な社会保障システムを持つ、となっている。

「第2部：所有」では(1)国家所有は土地、埋蔵物、銀行等であり自主的に他の共和国や連邦から法的に分離できる。(2)国家所有の所有、利用、処分は共和国最高機関が決定し人民ソビエトへの移管もありうる。国家所有は共和国所有と地方ソビエト所有からなり法に応じて賃貸、売却、譲渡ができる。(3)共和国の領域を越えた所有や連合所有はラトビア共和国と当該共和国で国際法や契約決定する。

「第3部：経済の国家的規制」では、共和国機関が法と経済的テコによって相互関係や国民所得利用の仕方を決め、連邦との関係では共和国の利益擁護、価

格・税率・独占政策、人口移動の規制、労働力の合理的利用と安全な労働条件確保、環境保全、最低生活保障などを行うと規定されている。

これらの規定に見られるように、ほぼ全ての面で最高の主権を持った基本的単位としての共和国の地位が強く擁護され、同意した限度で連邦の活動を認めていくといった、共和国同盟=連邦的な構図が考えられているように思われる。

さらに共和国ホズラスチョット概念についてエストニア人民戦線創立大会決議を見ると、「民族関係の民主化、大国主義的行政システムの独占的意図から歴史の主体としてのすべてのソビエト人民の権利と利益の擁護はペレストロイカの過程を成功裏に継続する不可避的な前提である。これは経済的諸関係の非植民地化、自ら経済的、文化的生活を組織する権利、共和国間や連邦との同権的関係を意味する。もし生じている過程の客観的性格が認識されず、イデオロギー的公式やスターリン主義時代の政治的偏見の立場から民族問題への接近方法が続けられるなら、民族間関係へのこれらすべての不可避的な影響はエストニアにおいては緊張化をもたらしうる。…エストニア人と非エストニア人の相互理解と対立克服で解決すべきである」と述べた上で、「エストニア共和国の経済計算」について次のようにいう。

1988年9月に三共和国専門家会議が採択した共和国ホズラスチョット原則に賛同する。目標は全住民生活の質的向上、民族の存続と民族文化の発展、民族と文化発展の基礎としての生活能力ある経済の確立、健全な生活環境維持であり、独立採算性は社会計画の経済的基礎である。さらに「社会的公正について」、「移住の廃止について」（定期的な許可ビザ数の公表、エストニア移入者の若干の特典の削除、犯罪分子の移入の禁止、企業幹部指名制の導入）などを主張するが、共和国主権の経済的基礎という意味で考えられていると言えよう。  
 Закон Латвийской ССР—Об экономической самостоятельности  
 Латвийской ССР. 1989, 7, 27. Резолюции Учредительного Съезда  
 Народного Фронта Эстонии, «Молодежь Эстонии» 1988, 10, 12.

- (12) В. Пансков, Территориальный Хозрасчет : Аоходы и Расходы, 《Э. Г.》 1988, №44. 邦訳は「日ソ経済調査資料」1989年1月号。
- (13) С. Чешко, Экономический суверенитет и национальный вопрос. 《Коммунист》 1989, №2.
- (14) И. Искандеров, Вклад республики, 《Э. Г.》 1989, №33.
- (15) М. Бронштейн, Региональный Хозрасчет : Нужны трезвость и доказательность, 《Коммунист》 1989, №5.
- (16) М. Бронштейн, Нужен единый рынок, 《Известия》 1989, 6, 29.
- (17) Обсуждаем проект Общих принципов перестройки руководства экономикой и социальной сферой в союзных республиках, 《Финансы

- CCCP》 1989, №5, с. 8.
- (18) тамже, с. 9.
- (19) тамже, с. 11.
- (20) тамже, с. 12.
- (21) тамже, с. 13.
- (22) Б. Андрушків, Л. Мовчан, Н. Лысак, О переходе области на принципы самофинансирования, «Плановое Хозяйство» 1989, №5.
- (23) Б. Плыщевский, Самоокупаемость и межреспубликанский обмен, «Э. Г.» 1989, №35.
- (24) Под ред. Ю. Афанасьева, Иного не дано, 1988. 邦訳45ページ。